

【学会公認山岳看護師更新について】

1. 更新要件

- [1] 更新期間は5年とする。この間、学会員であり、学会費を滞納していないこと。
- [2] 5年以内に表2（公認山岳看護師更新条件）を充たしていること。
- [3] すべての公認山岳看護師を対象とする。ただし、更新時満70歳に達している会員については、表2のうち、Vを免除する。
- [4] 留学、病気、出産等の事情により期間中に必要な活動が困難な場合の猶予については別途、可及的速やかに定める。（更新期間延長届を定められた更新申請期間中に提出）
- [5] 更新期間までに表2のI～IVに加え、①～⑫の内から合計10点以上取得すること。
ただし、①～⑫は6点以上取得。（要活動履歴証明書）
- [6] 5年間のなかで、プログラムの内容が改訂された場合、内容の新旧は問わない。また、単位数が増減した場合、少ないほうの単位数とする。
- DiMMにおける更新制度とは可能な限り要件を共有するが、審査はそれぞれ独立して行う。

表2. 公認山岳看護師 更新条件

I 対象期間を通じて学会員であり,学会費等の滞納がない	必須
II 更新対象期間5年間の内に2回以上、学術集会に参加している(web参加を含む)	必須
III 更新対象期間5年間の内に表1のプログラム21単位(e-Learning)を再受講	必須
IV 山岳看護師研修会 更新期間5年間に1回以上の参加(2026年4月1日以降認定者、それ以前の認定者は2回目更新より更新期間5年間に2回以上の参加)	必須
V 上記I～IIIに加え、更新期間中に下記の①～⑫内から合計10点以上を要する ただし下記①～⑫による活動実績が6点以上必要	10点以上 6点以上
① 山岳地域で高地肺水腫,高地脳浮腫,高エネ外傷のいずれかの診療の補助および療養上の世話(症例報告要)	3点
② 山岳診療所・救護所で2日間従事	2点

③ 3日間以上は1日2点ずつ加算 ただし、上高地・徳沢・西穂高・富士吉田・富士宮・富士5合目・雷鳥沢・乗鞍畳平等、アクセスに登山不要の診療所での診療活動においては、加えて2500m以上の高山への山行実績が少なくとも更新期間中に1回必要。	2点/日
④ 国立登山研修所または日本登山医学会主催の研修会等への講師・スタッフでの参加	1点/日
⑤ 学校登山、ツアー登山等の団体登山への帯同看護師としての参加	1点/日
⑥ 山岳スポーツ競技会等における救護看護師 ただし、2500m未満山域での活動の場合は、加えて2500m以上の高山への山行実績が少なくとも更新期間中に1回必要。	1点/日
⑦ 海外登山への帯同看護師としての参加	1点/日
⑧ 海外高所旅行団への帯同看護師としての参加 ただし、2500m未満山域での活動の場合は、加えて2500m以上の高山への山行実績が少なくとも更新期間中に1回必要。	1点/日
⑨ JSMM 登山者検診ネットワーク活動実績	1点/例
⑩ 山岳救助隊への助言（症例報告提出要）	1点/日
⑪ 山岳医療パトロール	1点/日
⑫ 登山口での活動 *同日に山岳医療パトロールと登山口での活動を行った場合は、1点/日とする ただし、2500m未満山域での活動の場合は、加えて2500m以上の高山への山行実績が少なくとも更新期間中に1回必要。	0.5点/日
⑬ 登山医学または同等以上の専門誌に筆頭著者または責任著者として発表	10点
⑭ 登山医学または同等以上の専門誌に共著者として発表 〔5/著者数〕点 小数点は切り上げ	5点/著者数
⑮ 登山医学会学術集会で演者として発表	5点
⑯ 登山医学会学術集会に共同演者として発表〔3/演者数〕点 小数点は切り上げ	3点/演者数
⑰ 国際学会（ISMM、APSMM、WMS、HYPOXIAなど）で演者として発表	5点
⑱ 国際学会（ISMM、APSMM、WMS、HYPOXIAなど）で共同演者として発表 〔5/演者数〕点 小数点は切り上げ	5点/演者数
⑲ 医学誌以外への登山医学に関する著述	5点
⑳ 登山医学会経由、または公的団体、山岳団体、山小屋から依頼された登山医学に関する講演、講習会講師（補助講師を含む） （講義内容提出要）	5点 補助講師 2点
㉑ その他、上記のいずれかに準じる活動として詳細を報告し、更新審査委員会（仮称）による個別審査を受けた場合	上限5点
㉒ 学術集会時のセミナー・登攀技術講習会への参加	推奨

2. 更新手続き提出書類について

- ① 更新チェックシート
- ② 学術集会参加証明書（2回分）
- ③ 山岳看護師研修会参加証明書（1回分）
（2026年4月1日以降認定者、2回目更新者より2回分）
- ④ 活動履歴証明書
- ⑤ その他、症例報告書
- ⑥ 学会発表などに関しては証明となる物

3. 更新手続き期間

別途連絡

4. 申請料・受講料・登録料・更新料

申請料、登録料、更新料、受講料は受益者負担の原則のもと、e-Learning システムの構築維持、および名簿管理、e-Learning の企画、制作、講師謝礼、改訂作業、および受講・採点管理その他審査事務等の経費に充当する。

- [1] 新規申請料は 10,000 円。
- [2] 初回 e-Learning 受講料は 1 単位 3,000 円。（計 21 単位）
- [3] 登録料は 10,000 円として、公認山岳看護師名簿に登録した時点で請求する。
- [4] 更新 e-Learning 受講料は 1 単位 1,500 円（計 21 単位）認定取得より 5 年以内に受講。
- [5] 更新の要件を満たすもので、更新を希望する者の更新料は 10,000 円。
- [6] 山岳看護師研修会の参加費用は別途徴収する。